

騒音規制法に係る特定施設

(騒音規制法施工令 別表第1)

施設の種類			規模	
1	金属加工機械	イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの
		ロ	製管機械	
		ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
		ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く
		ホ	機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの
		ヘ	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの
		ト	鋳造機	
		チ	ワイヤーフォーミングマシン	
		リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
		ヌ	タンブラー	
ル	切断機	といしを用いるもの		
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
4	織機		原動機を用いるもの	
5	建設用資材製造機械	イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの
		ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	
7	木材加工機械	イ	ドラムバーカー	
		ロ	チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
		ハ	碎木機	
		ニ	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
		ホ	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のもの
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの		
8	抄紙機			
9	印刷機械		原動機を用いるもの	
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機		ジョルト式のもの	